

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（**新設**・拡充・延長）

（環境省）

制度名	「地球温暖化対策のための税」の創設	
税目	「地球温暖化対策のための税」	
要望の内容	<p>「地球温暖化対策のための税」については、平成 22 年度税制改正大綱において、「平成 23 年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進め」ることとされ、所得税法等の一部を改正する法律附則にも、その旨が規定された。</p> <p>温室効果ガスの削減目標を、あらゆる政策を総動員して実現を目指していかなければならない中、下記のような「地球温暖化対策のための税」の平成 23 年度からの導入を図る。</p> <p>「地球温暖化対策のための税」は、環境の観点から税体系を再構築する税制のグリーン化の根幹をなすものであり、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税による CO2 排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO2 排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる ・家庭部門や、運輸部門の多くの部分、各部門にわたる小規模事業者を含め、幅広い分野で CO2 排出抑制効果を期待できる <p>ことから、CO2 削減のための最重要な政策手段の一つである。</p> <p>なお、「地球温暖化対策のための税」の最終的な税目については、用途となる歳出の具体的内容、CO2 排出抑制効果をはじめ地球温暖化対策の中での位置づけ等を勸案の上、年末までに決定する。</p> <p style="text-align: center;">「地球温暖化対策のための税」の骨子</p> <p>1. 基本的な考え方</p> <p>【課税対象】 ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。</p> <p>【税率】 CO2 排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。</p> <p>【課税の基本的な仕組み】 現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率は CO2 排出量に応じたものとする。</p> <p>ガソリンについては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること ・運輸部門の CO2 排出量に占める割合が多いこと ・運輸部門の多くの部分は国内排出量取引制度で直接にカバーされないことから CO2 排出抑制効果が働かないことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乗せの負担を求める。 <p>【実施時期】 平成 23 年度から実施する。</p> <p>2. 全化石燃料への課税</p> <p>【課税の具体的な仕組み】 原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG 等）、石炭を対象に輸入者・採取者の段階で課税する。</p> <p>【軽減措置】 現行石油石炭税で免税となっている以下については、輸入者、採取者段階の課税の下でも執行できるシステムが整っていることや、政策的必要性が認められることから、免税とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製品原料としての化石燃料（ナフサ） ・鉄鋼製造用の石炭・コークス ・セメントの製造に使用する石炭 ・農林漁業用 A 重油 <p>【用途】 エネルギー起源 CO2 の排出抑制対策に全額充てることとし、その具体的な仕組みについては、現行エネルギー対策特別会計を活用しつつ、経済産業大臣と環境大臣が管理する。その名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策中の位置づけを勸案のうえ、年末までに検討する。</p> <p>【税率】 原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭に CO2 排出量に応じた負担を求めるが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源 CO2 の排出抑制に向けた財源、CO2 排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、年末までに決定する。</p> <p>3. ガソリンへの上乗せ課税</p> <p>【課税の内容】 現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、その CO2 排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。</p> <p>【用途】 地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることがとすが、特定財源とはしない。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	百万円 （百万円）

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>政策目的</p> <p>2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減、2050年までに1990年比で温室効果ガスを80%削減するという目標を達成し、低炭素社会の実現に資することを目的とする。</p> <p>施策の必要性</p> <p>2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減、2050年までに1990年比で温室効果ガスを80%削減するという目標を確実に実現させるためにはあらゆる施策を行う必要があり、その中でも、課税によるCO2排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO2排出抑制への二重の効果が期待できる本施策は最重要施策の一つである。</p>	
	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>8. 環境・経済・社会の統合的向上</p> <p>8-1. 経済のグリーン化の推進</p>
		<p>政策の達成目標</p> <p>2020年までに1990年比で温室効果ガスを25%削減、2050年までに1990年比で温室効果ガスを80%削減するという目標を達成し、低炭素社会の実現に資する。</p>
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p>
今回要望に関する事	<p>政策目標の達成状況</p> <p>2008年度における我が国の排出量は、基準年比+1.6%（12億8200万ト）であり、他の温暖化対策と併せ、「地球温暖化対策のための税」の平成23年度からの確実な実施が不可欠な状況。</p>	

	有効性	要望の措置の適用見込み	〔参考〕関係場数（平成20年度税務統計より） 全化石燃料への課税関係 石油石炭税の関係場数 原油 : 36 ガス状炭化水素 : 456 石炭 : 14 ガソリンへの上乗せ課税関係 揮発油税の関係場数 : 5971
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	課税によるCO2排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO2排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待できる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	「地球温暖化対策のための税」は、二酸化炭素を排出するすべての主体に対して公平に排出削減への経済的インセンティブを与えることができ、規制等他の施策と比較して、公平性、透明性、効率性、確実性の観点から優れている。 また、欧州主要国においては、既に同様の税制が導入されており、本要望に係る措置を講ずることが適当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果 に関連する事項	租税特別措置の適用実績		
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)		
	前回要望時の達成目標		

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	平成 17～22 年度税制改正要望において、毎年度要望を提出。	